

2021年3月21日

各位

慶應義塾大学全塾協議会

應援指導部の処分の一部内容破棄について

全塾協議会は、2021年3月21日に開催された全塾協議会定例会にて、2020年1月31日に決定した應援指導部に対する処分について、処分第4項に基づき処分第2項を以下のように内容を一部破棄することを決定した。

【処分第2項】

旧リーダー部の全ての構成員は、今後の應援指導部の以下の活動に一切関わらない。

- 一 応援活動
- 二 練習
- 三 合宿を含む宿泊活動

【破棄する事項】

- 一 応援活動（旧リーダー部のみで行われていた応援行為、エール指揮、塾旗掲揚を除く）
- 二 練習

以上